

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

異議申立人が名張市情報公開条例（平成10年名張市条例第13号、以下「条例」という。）に基づき行った次の公文書公開請求に対し、実施機関が行った公文書公開決定の取り消しを求め、更に、遅々として進まない議会改革の積極的な取り組みを要請する。

公文書公開請求日：平成23年4月16日（平成23年4月19日受付）

請求内容：歴代市議会議長は、就任の抱負の常套句として、『議会改革』『開かれた議会』の実現等を主張されています。取り組み姿勢や実績、及び議会運営委員会の「議会改革について」の行政視察結果による「政策立案と提言内容・実行実績」等を証明する公文書の写し（例：「議会運営委員会」の検討議事録、「議会改革の実績」等を含め市民に公表できるもの）

実施機関の処分：平成23年5月2日付名議総第44号 公文書公開決定

3 異議申立理由

公開のあった公文書には、議会改革の成果は記載されておらず、公開を求めた文書ではないため、公開決定の取り消しを求める。

また、異議申立人は、議会基本条例を制定し、議会改革を実行すること、政策立案、提言を行い、具体化すること、公金の使途の透明性を確立すること、議員年金を廃止すること、議会運営委員会の議事録を市ホームページや議会便りに掲載し、市民に公開することを要求している。

4 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公

正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生じる恐れがあるなど市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する。

## (2) 本決定について

異議申立人の、議会改革、開かれた議会の実現にむけた取り組み姿勢や実績、及び議会運営委員会の議会改革についての行政視察結果による「政策立案と提言内容・実行実績」等を証明する公文書公開請求に対し、実施機関は議会運営委員会の会議記録を公開している。

異議申立人は、公文書公開請求を通して『議会改革』『開かれた議会』の取り組み姿勢や実績、及び議会運営委員会が議会改革について行政視察した成果の公開を求めたが、市民に公表するに値する充実した成果は公開されなかったとして異議申立し、この決定を取り消すこと、及び遅々として進まない議会改革の積極的な取り組みを強く要請している。

異議申立人は公開された文書は公開請求の目的を満たしていないと主張しているが、実施機関が特定した公文書は、公開請求の要求を満たしていると考えられる。

また、当審査会は実施機関から聴取し、実施機関が特定した公文書以外に公開すべき公文書はないことを確認した。

以上のことから、実施機関が行った決定は、妥当である。

上記(1) 基本的な考え方にあるように、当審査会は公開非公開の可否を審査するものであり、異議申立の主旨である、議会基本条例の制定、議会改革の実行、議員が政策立案・提言を行い、具体化すること、公金の使途の透明性を確立すること、議員年金の廃止を議決すること、議会運営委員会の議事録を市ホームページや議会だよりに掲載し市民に公開することについては、当審査会ではそれらの是非を審査する権限を持たない。

## (3) 結論

よって、審査会の結論のとおり答申する。

## 5 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成23年 7月12日	諮問書受理
平成23年 7月22日	第46回名張市情報公開審査会 審査
平成23年 8月26日	第47回名張市情報公開審査会 審査
平成23年10月 3日	第48回名張市情報公開審査会 審査
平成23年12月 5日	第49回名張市情報公開審査会 審査 実施機関からの意見聴取
平成23年12月21日	第50回名張市情報公開審査会 答申

## 6 審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	筒 井 琢 磨	皇學館大学現代日本社会学部教授
会長職務代理	前 田 定 孝	三重大学人文学部准教授
委 員	福 田 悦 子	名張市人権擁護委員
委 員	寺 川 史 朗	三重大学人文学部教授
委 員	大 塚 耕 二	三重弁護士会 弁護士